

**委員会からのお知らせ****第208回食品安全委員会議事概要**

平成19年9月27日(木) 14:00～14:15

**議事概要:**

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 2品目

1) プレチラクロール

2) メフェナセット

○遺伝子組換え食品等 1品目

3) L-フェニルアラニン

・厚生労働省からの説明。

・1)、2)は農薬専門調査会において、3)は遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

**<参考>**

1)、2)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

3)食品の栄養強化のために用いられる食品添加物で、飲料等に用いられています。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬「クロルフェナピル」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.026mg/kg重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 遺伝子組換え食品「除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統(食品)」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

**<参考>**

1) 殺虫剤で、はくさい、キャベツ、りんご等に使用し、とうがらし類等への適用拡大申請がされています。

2) 除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つ大豆です。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)